

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成23年2月15日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、①宅地造成等規制法施行以後の美作県民局管内の〇〇〇〇事案の概要・明細、②平成23年1月25日、28日付け〇〇〇〇〇〇等の宅造〇〇〇〇案件に係る異議申立てに対する業務報告の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、

- ① 〇〇〇〇〇〇付け〇〇〇〇書（控え）（以下「文書①」という。）
- ② 平成21年8月12日付け業務報告（以下「文書②」という。）
- ③ 平成21年8月13日付け業務報告（以下「文書③」という。）
- ④ 平成21年8月17日付け業務報告（以下「文書④」という。）
- ⑤ 宅地造成に関する工事の許可申請書（以下「文書⑤」という。）
- ⑥ 宅地造成に関する工事の許可に係る通知書（写し）（以下「文書⑥」という。）
- ⑦ 宅地造成に関する工事の検査済証（写し）（以下「文書⑦」という。）
- ⑧ 平成23年1月25日、28日付け〇〇〇〇〇〇等の宅造〇〇〇〇案件に係る異議申立てに対する業務報告（以下「文書⑧」という。）

を特定した上で、別表のとおり、文書①及び④については、その一部が条例第7条第3号に該当することを理由に、文書②及び③については、その一部が条例第7条第2号及び第3号に該当することを理由に、文書⑤から⑦までについては、全てが条例第7条第3号に該当することを理由に、文書⑧については、作成していないため保有していないことを理由に、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年3月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成23年4月4日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成23年4月26日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、黒塗りの開示と、開示案件以外の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は、宅地造成等規制法〇〇〇〇案件の〇〇〇〇〇〇である。そのため、過去の宅地造成等規制法〇〇〇〇の内容を知り、具体的にどのような行程を経て問題が終息したのかを調べることによって、異議申立人の場合、どのように処理されるのがよいかを研究し、行政行為が正当に執行されるようにするための資料にしたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 「個人の氏名」(別表文書②(3)及び文書③(3))

関係する土地の所有者である個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する非開示情報であると判断した。

2 「法人の住所、名称並びに代表者の職名及び氏名」(別表文書①(1)、文書②(5)、文書③(2)及び文書④(2))

〇〇〇〇〇〇が当該法人であること分かる情報であり、それが分かれば、当該法人の〇〇〇〇〇〇、不利益が生じる。よって、これらは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため、条例第7条第3号に該当する非開示情報であると判断した。

3 「土地の所在地」(別表文書①(2)、文書②(1)、文書③(1)及び文書④(1))、「土地の状況」(別表文書②(4))及び「土地の周辺に関する情報」(別表文書②(6)、文書③(4)及び文書④(4))

工事場所が特定される情報であり、美作県民局へ提出された〇〇〇内の宅地造成等規制法に基づく許可申請書全てについて開示請求を行えば得ることができる情報と照合することにより当該法人が識別されるため、上記2と同じく非開示情報であると判断した。

4 「許可の年月日及び番号」(別表文書②(2))

過去に当該地で行われた工事に関する情報であり、〇〇〇内の宅地造成等規制法に基づく許可通知書の内容をまとめた整理簿について開示請求を行えば得ることができる情報と照合することにより当該法人が識別されるため、上記3と同じく非開示情報

であると判断した。

- 5 「関係部局の名称並びに担当者の職名及び氏名」(別表文書③(5)及び文書④(3))
その関係部局及び担当者が所掌する法令に基づく施設が〇〇〇〇をした土地の周辺にあることが分かる情報であり、前記3に記載したと同じ開示請求を行えば当該法人が識別されるため、前記3と同じく非開示情報であると判断した。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書(以下「本件対象公文書」という。)は、文書①から④まで及び開示案件以外の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)施行以後の美作県民局管内の〇〇〇〇事案の概要・明細である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

(1) 条例第7条第2号(個人情報)の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を非開示とすることを定めている。

また、条例第3条第1項において、「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

(2) 条例第7条第3号(事業活動情報)の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示とすることを定めている。

3 非開示条項該当性の具体的検討について

上記2で示した非開示条項の規定の適用に関して、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否かについて具体的に検討する。

(1) 「個人の氏名」(別表文書②(3)及び文書③(3))

非開示とされているのは、土地の所有者である個人の氏名であり、これは、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当することは明白である。

(2) 「法人の住所、名称並びに代表者の職名及び氏名」(別表文書①(1)、文書②(5)、文書③(2)及び文書④(2))

非開示とされているのは、〇〇〇〇〇〇法人の住所、名称並びに代表者の職名及び氏名である。これらが公になれば、当該法人の〇〇〇〇〇〇、不利益が生じるものと認められる。したがって、これらは、条例第7条第3号に規定する法人に関する

る情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するものと認められる。

- (3)「土地の所在地」(別表文書①(2)、文書②(1)、文書③(1)及び文書④(1))、「土地の状況」(別表文書②(4))及び「土地の周辺に関する情報」(別表文書②(6)、文書③(4)及び文書④(4))

非開示とされているのは、〇〇〇〇〇〇土地の所在地並びに当該土地及び周辺の土地の状況が特定される情報である。これらについては、美作県民局へ提出された〇〇〇内の宅地造成等規制法に基づく許可申請書全てについて開示請求を行えば得ることができる情報と照合することにより〇〇〇〇〇〇法人が識別されるため、公になれば、当該法人の〇〇〇〇〇〇、不利益が生じるものと認められる。したがって、これらは、条例第7条第3号に規定する法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するものと認められる。

- (4)「許可の年月日及び番号」(別表文書②(2))

非開示とされているのは、〇〇〇〇〇〇土地について〇〇〇〇〇宅地造成等規制法に定める許可を得た年月日及び許可番号である。これらについては、〇〇〇内の宅地造成等規制法に基づく許可通知書全て又はそれをまとめた一覧について開示請求を行えば得ることができる情報と照合することにより〇〇〇〇〇〇法人が識別されるため、公になれば、当該法人の〇〇〇〇〇〇、不利益が生じるものと認められる。したがって、これらは、条例第7条第3号に規定する法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するものと認められる。

- (5)「関係部局の名称並びに担当者の職名及び氏名」(別表文書③(5)及び文書④(3))

非開示とされているのは、〇〇〇〇〇〇土地の周辺にある施設について所掌する関係部局及び担当者が分かる情報である。これらについては、前記(3)と同じ開示請求を行えば〇〇〇〇〇〇法人が識別されるため、公になれば、当該法人の〇〇〇〇〇〇、不利益が生じるものと認められる。したがって、これらは、条例第7条第3号に規定する法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するものと認められる。

- 4 開示案件以外の宅地造成等規制法施行以後の美作県民局管内の〇〇〇〇事案の概要・明細の存否について

異議申立人は、開示案件以外の宅地造成等規制法施行以後の美作県民局管内の〇〇〇〇事案の概要・明細の開示を求めているが、異議申立人からは、開示案件以外に宅地造成等規制法施行以後の美作県民局管内の〇〇〇〇事案が存在することを推知せしめるような具体的な主張はなされておらず、その他そうした案件があることを推測すべき事情が認められないことから、開示案件以外の宅地造成等規制法施行以後の美作県民局管内の〇〇〇〇事案の概要・明細の存在は認められない。

5 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については、妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 4 月 26 日	実施機関から諮問を受けた。
平成23年 6 月 6 日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成23年 7 月 4 日	異議申立人から意見書が提出された。
平成23年10月 7 日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成23年11月11日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成23年12月 9 日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成24年 1 月 20 日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成24年 2 月 6 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
釜 瀬 司	岡山県町村会事務局長	審査会第2回目から審議

(別表)

文書名	非開示とした項目	開示しない理由
① ○○○○○○付け ○○○○書 (控え)	(1) 法人の住所、名称並びに代表者の職名及び氏名	岡山県行政情報公開条例第7条第3号該当 法人に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。
	(2) 土地の所在地	
② 平成21年8月12日付け 業務報告	(1) 土地の所在地	同上
	(2) 許可の年月日及び番号	
	(3) 個人の氏名	岡山県行政情報公開条例第7条第2号該当 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであるため。
	(4) 土地の状況	岡山県行政情報公開条例第7条第3号該当 法人に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。
	(5) 法人の名称並びに代表者の職名及び氏名	
	(6) 土地の周辺に関する情報	
③ 平成21年8月13日付け 業務報告	(1) 土地の所在地	同上
	(2) 法人の名称並びに代表者の職名及び氏名	
	(3) 個人の氏名	岡山県行政情報公開条例第7条第2号該当 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであるため。
	(4) 土地の周辺に関する情報	岡山県行政情報公開条例第7条第3号該当

	(5) 関係部局の名称並びに担当者の職名及び氏名	法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。
④ 平成21年8月17日付け業務報告	(1) 土地の所在地	同上
	(2) 法人の代表者の氏名	
	(3) 関係部局の名称	
	(4) 土地の周辺に関する情報	
⑤ 宅地造成に関する工事の許可申請書	5 宅地造成に関する工事の許可申請書	同上
⑥ 宅地造成に関する工事の許可に係る通知書 (写し)	6 宅地造成に関する工事の許可に係る通知書 (写し)	同上
⑦ 宅地造成に関する工事の検査済証 (写し)	7 宅地造成に関する工事の検査済証 (写し)	同上
⑧ 平成23年1月25日、28日付け〇〇〇〇〇〇等の宅造〇〇〇〇案件に係る異議申立てに対する業務報告	8 平成23年1月25日、28日付け〇〇〇〇〇〇等の宅造〇〇〇〇案件に係る異議申立てに対する業務報告	請求のあった公文書は、作成していないため保有していない。